

令和7年度答申第3号  
令和8年3月24日

諮問番号 令和7年度諮問第1号  
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光  
事件名 補装具費不支給処分取消請求事件

## 答 申 書

審査請求人からの頭書事件に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第1 結論

本件審査請求を棄却するのが相当であるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項に基づき〇年〇月〇日に行った補装具費支給申請に対し、茅ヶ崎市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、〇年〇月〇日に行った補装具費不支給決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として、本件審査請求をした事案である。

### 第3 審理関係人の主張

- 1 審査請求人の主張の要旨  
別添審理員意見書の第3. 1記載のとおり
- 2 処分庁の主張の要旨  
別添審理員意見書の第3. 2記載のとおり

### 第4 審理員の判断の理由

別添審理員意見書の第4記載のとおり

### 第5 審査庁の諮問時の判断

- 1 主文  
別添審理員意見書の第1と同じ。
- 2 理由  
別添審理員意見書の第4と同じ。

### 第6 審査会の調査審議等の経過 (略)

### 第7 当審査会の判断

- 1 関係法令の定め  
別紙のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 障害者について

法第4条第1項では、法における障害者を、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの（以下「対象疾病」という。）による障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの等と規定している。

そして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条は、対象疾病を「治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病」

（平成27年6月9日厚生労働省告示第292号）の第43号にて、円錐角膜を対象疾病として定めている。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度」（平成25年1月18日厚生労働省告示第7号）は、法第4条第1項の「主務大臣が定める程度」を対象疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受け度と定めている。

以上のことから、法の対象とする障害者のうち、対象疾病であることを理由とする障害者については、対象疾病に罹患しているという事実に加えて、当該対象疾病による障害の程度が、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度にある者をいう。

(2) 補装具費の支給について

法第76条第1項では、市町村は、障害者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者の障害の状態からみて、当該障害者が補装具の購入等を必要とする者であると認めるときは、当該障害者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給することを規定している。

(3) 身体障害者手帳の交付の対象となる視覚障害について

身体障害者福祉法では、第4条において、身体障害者を、「別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの」と規定するとともに、別表の一において、身体障害者手帳の交付の対象となる視覚障害につき、「1 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの」、「2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの」等と規定している。

2 前提事実（審理関係人に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実）

- (1) 審査請求人は、〇年〇月〇日、両側円錐角膜に罹患しており、裸眼の視力につき、右眼が0.3、左眼が0.1、矯正視力につき、右眼が0.5、左眼が0.5である旨の医師による診断を受け、同月〇日、〇市から、左コンタクトレンズに係る補装具費の支給を受けた。
- (2) 審査請求人は、〇年〇月〇日、裸眼の視力につき、右目0.4、左目0.05、

- 矯正視力につき、右目0.5、左目0.2である旨の医師による診断を受けた。
- (3) 審査請求人は、○年○月○日、処分庁に対し、コンタクトレンズに係る補装具費の支給申請をした。
  - (4) 処分庁は、○年○月○日、神奈川県立総合療育相談センターに対し、審査請求人の視力障害が法第76条第1項におけるコンタクトレンズに係る補装具費の支給要件に該当するか否かの判定を依頼した。神奈川県立総合療育相談センターは、同年○月○日、処分庁に対し、視覚障害の身体障害者手帳を取得していない難病患者等の矯正眼鏡の判定にあたっては、医師の診断書や医師作成の補装具費支給意見書の医療情報等で矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者であることを確認する必要があること、審査請求人の視力障害はその程度には該当しないことから、上記支給要件は満たさない旨の判定結果を伝えた。
  - (5) 処分庁は、○年○月○日、審査請求人に対し、本件処分（補装具費不支給決定処分）をした。
  - (6) 審査請求人は、身体障害者福祉法の身体障害者手帳の交付を受けていない。

### 3 検討

#### (1) 判断基準について

法第76条第1項は、補装具費の支給要件につき、「当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき」と規定するのみで、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討するにあたって、検討すべき障害の状態や補装具を必要とする程度については、何ら具体的な基準を置いていない。

このような法の規定に照らすと、法は、障害者等に対し補装具費を支給するか否かについて、市町村の合理的裁量に委ねているものと解される。

処分庁は、補装具費の支給の可否の審査基準については、補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱指針」という。）によることとしている。

取扱指針では、コンタクトレンズの対象者の要件として「真に必要な者」との規定がある。

また、難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A（平成25年3月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室通知）の「矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者を対象と考えることが適当」という記載がある。

#### (2) 具体的な判断について

審査請求人は、対象疾病である円錐角膜に罹患している。矯正視力は、右眼は0.5、左眼は0.2であるから、身体障害者福祉法の別表の一に掲げる視覚障害と同等程度の障害を有するとはいえない。

また、処分庁は、審査請求人の上記視力障害の程度のほか、前記前提事実(4)の判定結果も踏まえて、審査請求人が身体障害者手帳の対象となる程度の者に該当しないと判断した。

よって、本件において、処分庁が、審査請求人が身体障害者手帳の対象となる視力障害と同程度の障害を有しておらず、取扱指針におけるコンタクトレンズの対象者の要件である「真に必要な者」には該当しないと判断し、本件処分をしたことに裁量の逸脱又は濫用があるとはいえない。

(3) 審査請求人は、以前居住していた〇市において、コンタクトレンズに係る補装具費の支給を受けていた旨主張するものの、以上説示したところからすれば、処分庁が審査請求人に対し、コンタクトレンズに係る補装具費を支給しないと判断したことにつき、違法又は不当な点があるとはいえない。

(4) 以上より、装具費の支給対象とならないとした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

#### 4 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### 5 結論

以上のことから、当審査会は「第1 結論」のとおり判断する。

茅ヶ崎市行政不服審査会

金井 恵里可（会長）

鈴木 洋平

高木 大門

(参考) 審理員の審理手続の経過

(略)

関係法令の定め

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2～4 略

第五条 略

2～25 略

26 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

27～29 略

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入等をした補装具について、補装具の購入等に通常要する費用の額を勘案して主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 主務大臣は、第二項の規定により主務大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、主務省令で定める。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令  
(法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第  
一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。

一～四十二 略

四十三 円錐角膜

四十四～三百七十六 略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第  
一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする。

○身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表（第四条、第十五条、第十六条関係）

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
- 2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
- 4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二～五 略

事 件 名 補装具費不支給処分取消請求事件  
審査請求人 ○  
審査請求日 令和7年4月8日

令和7年11月25日

審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

審理員 岡田 常志

### 審理員意見書

頭書事件の裁決に関する審理員の意見は次のとおりです。

#### 第1 主文

本件請求を棄却するのが相当である。

#### 第2 事案の概要（明らかに認められる事実）

- 1 審査請求人は、○年○月○日時点で、円錐角膜に罹患しており、裸眼の視力が、右眼が0.3、左眼が0.1、矯正視力が、右眼が0.5、左眼が0.5であった。その後、○年○月○日に、○○市○から左眼コンタクトレンズ1枚に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）第76条1項に基づく補装具費の支給決定を受けた。
- 2 審査請求人は、○年○月○日時点で、裸眼の視力が、右眼0.4、左眼0.05であり、矯正視力は右眼0.5（矯正眼鏡 S-4.00 C-7.00 Ax100）、左眼0.2（矯正眼鏡 S-4.00 C-5.00 Ax60）であった。  
相談記録票及び医学的判定（意見）書には、審査請求人は、○年○月○日時点で、矯正方法を眼鏡ではなく、コンタクトレンズによった場合の方が、視力が向上し、コンタクトレンズによる矯正視力が、右眼が0.6、左眼が0.8であることを示すと思われる記載がある。※添付資料3
- 3 ○年○月○日、審査請求人は、処分庁（茅ヶ崎市福祉事務所長）に対し、補装具費（コンダクトレンズ代）の支給申請を行った（以下、「本件申請」という。）。
- 4 ○年○月○日、処分庁は、本件申請に対し、視力障害非該当を理由に、補装具費を不支給とする処分を行った（以下、「本件処分」という。）
- 5 令和7年4月11日、審査請求人は、補装具費支給の処分をしない不作為に対する審査請求を行った。
- 6 令和7年5月7日、先の請求を、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件請求」という。）に補正した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件処分の理由について、茅ヶ崎市は、「視力障害非該当のため」としている。しかし、本件処分は法の規定に違反しており、これにより審査請求人は法的権利を侵害されている。よって、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 口頭意見陳述等において、更に具体的な主張として、次の内容が補足された。

ア 本件処分の判断理由の1つとして、処分庁は身体障害者手帳を取得、あるいは取得相当のものかどうかによって判断していると理解しているが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨に照らせば、身体障害者手帳取得相当かどうかに関わらず、障がいにより医師が補装具を必要と判断したかどうかで判断すべきである。

イ 処分庁は、判断の妥当性を確認するため、神奈川県福祉局に確認したとあるが、神奈川県福祉局のホームページを参照しても、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に言及したコメントはなかった。審査請求人自身が調べたところ、東京や千葉の福祉局のホームページにはこの点の言及がある。神奈川県福祉局は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に依拠した判断をしたのかについても疑義が残る。

同じ円錐角膜を抱える方が、生きやすい社会の実現へ向けて寛大な判断をいただけると幸いである。

ウ また、処分の結論に影響は出ないかもしれないが、今回、補装具に関する経済的補助を得ようとした結果、処分庁から要求された医師の意見書の準備に8000円を要し、補助金が得られないどころか、金銭的な損失が出ている状態である。今後、同様の申請者が来た場合においては、結論の見通しと伝える、あるいはおおそ補助金が出せる見込みのときにのみ書類の提出を指示するといった、申請手続上の工夫などをお願いしたい。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 法第76条第1項は、支給にあたって検討すべき障がいの状態や補装具を必要とする程度については、具体的な基準を置いておらず、その点の判断は、市町村の合理的裁量に委ねているものと解される。

(2) 処分庁は、補装具費の支給の可否判断については、補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「本件指針」という。）、難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A（平成25年3月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室通知。以下「Q&A」という。）、補装具費支給事務取扱要領（平成30年3月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）の内容及びその趣旨を斟酌し、視力に係る補装具費の支給については、申請者が、矯正眼鏡を使用した状態で、身体障害者手帳の視力障害と同等の障がいを有するかという観点から、補装具費の支給対象とすべきかを判断している。

(3) 本件についてみると、審査請求人の矯正視力は、6級の視力障害に相当するものではなく、また、他の等級も含めその条件に近似するとは言い難い。また、審査請求人は、仮にその裸眼視力をもって判定したとしても、視力障害のいずれの等級にも相当するものではない。また、相談記録票及び医学的判定（意見）書の医学的診断の内容において、上記視力にもかかわらず、身体障害者手帳の対象となることがかわせる事情は看取されなかった。

更に、処分庁は、審査請求人の症状が、身体障害者手帳の対象となる程度の者に該当するかどうかについて確定的な判断をすべく、法第76条第3項の規定に基づき、神奈川県における身体障害者更生相談所である神奈川県立総合療育相談センターへ判定依頼を行った。その結果、同センターからは、審査請求人は矯正眼鏡（コンタクトレンズ）を使用した状態において身体障害者手帳の対象となる程度の者に該当せず、補装具費を支給することは不相当である旨の判定があった。

よって、処分庁は、上記判定書の意見内容も踏まえて、審査請求人は身体障害者手帳の対象となる程度の者に該当しないと判断した。

(4) 審査請求人にとっては、本件処分の以前に、〇市〇において、左眼のコンタクトレンズについて、補装具費の支給を受けており、一旦支給を受けていた補装具費の支給を受けられなくなるという事情がある。

しかし、補装具費の支給については法の規定上、各市町村に裁量を与えられており、過去の他市町村の判断に拘束されるものではないこと、本件処分は申請時点での判断であり、将来にわたって審査請求人の補装具費の支給を制限するものではなく、本件処分を行うことによる審査請求人への影響は限定的であることから、先の判断に影響をあたえないと判断した。

(5) 以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 第4 理由

### 1 争点の整理

本件処分の法的根拠となっている、法第76条第1項、第4条第1項、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき子ども家庭庁及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病」（平成27年6月9日厚生労働省告示第292号）の第43号、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める程度」（平成25年1月18日厚生労働省告示第7号）を総合すれば、本件は、『審査請求人は「円錐角膜により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている者」に該当しない』と判断した処分庁の判断が妥当・適法かが争点といえる。

### 2 処分庁に裁量が認められること

処分庁がある処分をするにあたり、裁量があるかどうかは、形式的な根拠条文の書きぶりからして、裁量の余地がある枠組みであるかという点と、更に実態的に裁量を認めるべき内容かという点から判断される。

形式面についてみるに、「対象疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」という規定は、「相当な制限」という部分について、

誰もが一義的・画一的に判断できる基準とはなっていないことから、形式的に、裁量の余地が認められている枠組みといえる。

実態面についてみるに、対象疾病には様々なものがあり、それによる日常生活または社会生活に与える制限の内容や程度も、その対象疾病の内容・程度により様々なものがある。また、本件のような視力に伴う生活の制限でいえば、両目失明のように、その診断を受けた者であれば同等の制限が想定されるものがある一方、今回の円錐角膜のように、診断名は同じでも視力に与えている影響・程度は様々であり、同様の診断であっても一律に同制限の程度を受けるとは言えないものもある。したがって、「相当な制限」の判断にあたっては、対象疾病の内容、症状の程度等、様々な要素を踏まえた、それぞれの状況に応じた判断が要求されるのであって、実態的に、処分庁の行政裁量が認められるべきものといえる。

以上のことから、本件処分については、処分庁の裁量が認められる。

### 3 本件処分の判断は著しく不合理とはいえないこと

裁量が認められる処分が違法・不当と判断できる場合は、その判断内容が、考慮不  
尽、他事考慮等、裁量逸脱といえるだけの、著しく不合理な内容である場合に限られる。

審査請求人は、「継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度」については、「障がいにより医師が補装具を必要と判断したかどうか」によって判断すべきと主張するところ、確かに、法の趣旨に照らし、そのような判断方法も一定の合理性が認められる。しかし、他の合理的な判断枠組みがあることをもって、本件処分の判断が著しく不合理であるとされるわけではない。

そもそも人によって、その身体的な特徴や能力には差異があり、そのうちどういった内容・段階から、経済的援助を自治体として実施するのかというのは、様々な考慮要素が考えられる。そして、視力に関していえば、様々な理由で視力が1.0未満の人はおり、更に、眼鏡やコンタクトレンズの使用は一般的な視力矯正の方法として認知・利用されている。そしてある時点で、裸眼、もしくは矯正後の視力が同等であるが、ある者が対象疾病以外が原因とされ、ある者は審査請求人のように対象疾病が原因とされた場合に、経済的援助について差を設けるべきかどうか、差を設けるとして、どういった基準で区別するかといった点については、様々な意見があり得るところである。そして、その線引きを考える上での判断要素としては、診断の有無の他、実質的な裸眼・矯正後の視力の程度、視力矯正にかかる経済的負担の大きさなど、様々なものが考えられる。

審査請求人は、自身の主張するような判断基準がとられていないのは、処分庁や神奈川県福祉局の法の理解が不十分なためである旨、主張している。しかし、以上のとおりであるから、審査請求人の主張する「障がいにより医師が補装具を必要と判断したかどうか」という判断が「相当な制限」の基準として絶対的なものと断じること  
はできず、審査請求人が主張する判断基準をとらないことが、ただちに法の理解が不十分であることを示すわけではない。また、画一的な基準がなく各自治体に一定の裁量が認められる以上、制度上、自治体毎に個別のケースによって、判断・結論に差異が生じることは当然予定されている。したがって、他の自治体と結論が異なっている

ことのみをもって、その自治体の判断が著しく不合理と判断されるものでもない。

そして、様々な考えや、考え得る判断要素がある中で、視力に係る対象疾病に伴う「相当な制限」の判断にあたって、診断の有無だけではなく、実際の視力の程度も要素とすること、具体的・明確な基準として「申請者が、矯正眼鏡を使用した状態で、身体障害者手帳の視力障害と同等の障がいの有無かどうか」という基準を設定することもまた、合理的といえる。そして、その基準に則り、他の専門機関の判定結果も踏まえて基準を満たさないと判断した処分庁の判断過程の中に、他事考慮、考慮不尽といった事情もみられない。

また、審査請求人より、窓口対応を受けた際、身体障害者手帳を持っていない市民がなぜ申請をするのかという点から説明を要した旨の話が述べられた。本手続き内で、実際の窓口対応の説明内容の具体は明らかでないが、処分庁の今の判断基準によっても、例えば今後身体障害者手帳を取得する見込みの者が、取得に先んじて、並行して本件手続きを行い、支給を受ける場合などは考えられる。したがって、もし窓口対応の中で、現時点で身体障害者手帳がなければ申請が通る余地はないと受け取られるような説明をしていたのであれば、それは説明としては不正確なものであったといえる。もっとも、仮にそのような説明をしていたとしても、結論として審査請求人による本件の申請は通らない可能性が高いであろうという点は伝えているのであって、本件処分の結論に影響を与えるほどの瑕疵とはいえない。

また、本来経済的援助を求める手続きの中で、8,000円もの金銭を支出し、結果として申請が通っていない状態というのは、望ましいとはいえないものの、同書面を出せば申請が通るであろうと誤った見通しを伝えたわけでも、申請手続き上不要な書類を求めたわけでもない。行政サービス向上の観点から、対象疾病の場合の手続きの見通しや、申請手続きに伴うコスト・リスクについて、より丁寧に書面やHP等で周知・説明を図る余地はあるものの、本件処分の結論に影響を与えるほどの事情とまではいえない。

したがって、処分庁の判断基準及び本件処分における個別の判断は著しく不合理とはいえず、裁量を逸脱した不当・違法なものとはいえない。

## 第5 結論

以上のとおり、本件請求は理由がないから、冒頭意見のとおり棄却するのが相当である。